

議案第21号

世田谷区行政財産使用料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月19日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 使用料の額を改定する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区行政財産使用料条例の一部を改正する条例

世田谷区行政財産使用料条例（昭和39年3月世田谷区条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表一般施設の部50平方メートル未満の項中「100円」を「130円」に改め、同部50平方メートル以上70平方メートル未満の項中「270円」を「350円」に改め、同部70平方メートル以上100平方メートル未満の項中「420円」を「540円」に改め、同部100平方メートル以上150平方メートル未満の項中「550円」を「710円」に改め、同部150平方メートル以上200平方メートル未満の項中「900円」を「1,170円」に改め、同部200平方メートル以上300平方メートル未満の項中「1,150円」を「1,490円」に改め、同部300平方メートル以上の項中「1,600円」を「2,080円」に改め、同表特殊施設の部陶芸室の項中「400円」を「520円」に改め、同部陶芸窯室（窯の出力が25キロワット未満）の項中「3,960円」を「5,140円」に改め、同部陶芸窯室（窯の出力が25キロワット以上）の項中「4,320円」を「5,610円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表の規定は、令和7年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。